

平30福個答申第2号
平成30年5月11日

福岡市長 高島 宗一郎 様
(住宅都市局みどりのまち推進部みどり政策課)

福岡市個人情報保護審議会
会長 村上 裕章
(総務企画局行政部情報公開室)

保有個人情報の開示請求に係る一部開示決定処分及び
非開示決定処分に対する審査請求について (答申)

福岡市個人情報保護条例(平成17年福岡市条例第103号)第49条第1項の規定に基づき、平成28年10月18日付け住み政第103-1号により諮問を受けました下記の審査請求について、別紙のとおり答申いたします。

記

諮問第115号

「霊園利用に係る一切の書類に記載された個人情報」の一部開示決定処分及び非開示決定処分に対する審査請求

答 申

1 審議会の結論

「霊園利用に係る一切の書類に記載された個人情報」（以下「本件個人情報」という。）について、福岡市長（以下「実施機関」という。）が行った一部開示決定処分及び非開示決定処分（以下「本件処分」という。）は妥当である。

2 審査請求の趣旨及び経過

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、実施機関が審査請求人に対して行った、本件個人情報に係る平成28年7月13日付けの本件処分を取り消すとの裁決を求めるというものである。

(2) 審査請求の経過

- ① 平成28年5月9日、審査請求人は、実施機関に対し、条例第18条の規定に基づき、「亡母の霊園利用に係る承継申請関係書類に記載された個人情報」の開示請求を行った。

平成28年5月18日、実施機関は、当該個人情報のうち、「区画番号及び承継申請の事実の有無、承継申請書類一式の記載情報」については、その一部が条例第20条第2号に規定する非開示情報に該当するとして、その余の部分を開示する一部開示決定処分を、また、「申請手続の経緯」については、経緯を記録した書類が存在しないことを理由に非開示決定処分を行い、その旨を審査請求人に通知した。

平成28年8月1日、審査請求人は、当該処分について、これを不服として審査庁に対して審査請求を行った。（諮問第113号関係）

- ② 平成28年7月4日、審査請求人は、実施機関に対し、条例第18条の規定に基づき、本件個人情報の開示請求を行った。

なお、審査請求人は、保有個人情報開示請求書に次のように記述している。

「母が平成〇年〇月〇日付けに行った平尾霊園を承継した時から現在までの手続きした一切の書類一式（参考）昭和〇年に父名義で霊園を開始した時点から」（表現を一部補正）

- ③ 平成28年7月13日、実施機関は、本件個人情報のうち、「平成〇年度霊園利用権承継申請関係書類」及び「平成〇年度霊園利用許可証記載事項変更関係書類」（以下、「平成〇年度霊園利用権承継申請関係書類等」という。）を除く情報については、その一部が条例第20条第2号に規定する非開示情報に該当するとして、その余の部分を開示する一部開示決定処分を、また、平成〇年度霊園利用権承継申請関係書類等については、文書保存年限（5年）の経過により、廃棄済みであることを理由に非開示決定処分を行い、その旨を審査請求人に通知した。

- ④ 平成28年9月27日、審査請求人は、本件処分について、これを不服として審査庁に対して審査請求を行った。

3 審査請求人及び実施機関の主張の要旨

(1) 審査請求人の主張

審査請求人は、審査請求書、反論意見書及び平成30年3月22日の当審議会審査請求部会における口頭意見陳述によると、本件処分に関して、おおむね次のように主張している。

- ① 墓地、埋葬等に関する法律（以下「墓地埋葬法」という。）第15条に「1 墓地、納骨堂又は火葬場の管理者は、省令の定めるところにより、図面、帳簿又は書類等を備えなければならない。」「2 前項の管理者は、墓地使用者、焼骨収蔵委託者、火葬を求めた者その他死者に関係ある者の請求があったときは、前項に規定する図面、帳簿又は書類等の閲覧を拒んではならない。」と明文化されている。

- ② 情報公開で入手した平尾霊園墓所利用者台帳（利用権者履歴）に記載された、平成〇年〇月〇日時点での私の住所は平成〇年〇月に売却しており、既に別人の所有地になっているのにもかかわらず、実施機関は確認もせずに私個人の住所と処理している。実施機関は他人名義の土地でも勝手に個人の財産として取り扱うことができるのか、行政の致命的な誤りだと思われる。

この矛盾を指摘したにも関わらず、土地権利者の問題点をすり替え、職員の確認作業の不手際を文書保存期間等で事実を隠し、事の本質を認めていない。

(2) 実施機関の主張

実施機関は、弁明意見書及び平成30年2月14日の当審議会審査請求部会における口頭意見陳述によると、本件処分に関して、おおむね次のように主張している。

- ① 一部開示決定処分において非開示とした情報は、現在の利用権者である審査請求人の妹及び妹が指名した次の承継予定者の住所、本籍、連絡先電話番号、印影、亡母の埋火葬・埋蔵手続の申請者の住所、氏名、続柄、霊園墓所利用者台帳記載の被埋蔵者履歴等の情報である。保有個人情報開示請求においては、条例第20条第2号により、法令の規定や慣行により知ることができる情報を除いて近親者といえども、請求者以外の個人の情報を開示することはできない。

審査請求人は、墓地埋葬法第15条第2項の規定を根拠に、情報の全面開示を求めている。しかし、同条の規定は、遺族のプライバシー保護の観点から、個人情報等についての閲覧請求を拒否することを禁ずるものではないとされている。

保有個人情報開示請求である以上、審査請求人が代位する資格を持つ亡母の個人情報以外は開示することができない。また、霊園利用権承継の経緯を知るといふ審査請求人の趣旨を考慮しても、非開示情報は必要不可欠な情報であるとは言えない。

- ② 亡母の住所については、第三者の個人情報であることから、開示することによ

り、霊園管理事務の適正な遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第20条第6号に該当すると判断される。

また、被埋蔵者履歴については、審査請求人と妹の関係性を考慮した時に、当該情報を開示した実施機関に対する妹からの苦情が想定されることからであることから、同様に条例第20条第6号に該当すると判断される。

- ③ 平成〇年度霊園利用権承継申請関係書類等については、いずれも既に5年の保存期間が満了していることから、福岡市公文書規程に基づき廃棄を行ったものである。

4 審議会の判断

上記のような審査請求人及び実施機関の主張に対して、当審議会は次のとおり判断する。

(1) 本件個人情報について

本件個人情報のうち、平成〇年度霊園利用権承継申請関係書類等を除く情報については、平尾霊園墓所利用者台帳、亡母の埋蔵届一式、平成〇年〇月〇日付け霊園利用権承継申請書一式、平成〇年霊園利用許可証記載事項変更申請書一式及び亡父の埋蔵届一式（以下、「墓所利用者台帳等」という。）に記載されており、実施機関は、その一部が条例第20条第2号及び第6号に該当し、非開示とすべきとしている。

そこで、当審議会では、実施機関が非開示とすべきとしている部分について、条例第20条各号の該当性を検討する。

また、本件個人情報のうち、平成〇年度霊園利用権承継申請関係書類等については、文書保存年限（5年）の経過により、廃棄済みであることを理由に非開示決定を行っているため、当審議会では、その存否について検討する。

(2) 墓所利用者台帳等の条例第20条第2号該当性について

- ① 条例第20条第2号に規定する第三者の個人情報とは、開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもののうち、法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報等を除いたものである。

- ② 墓所利用者台帳等において、実施機関は、妹の住所、本籍及び電話番号、妹が指名した次の承継予定者の氏名、生年月日、住所、本籍、電話番号及び続柄、亡母の住所、被埋蔵者履歴等の情報を、第三者の個人情報に該当するとして非開示としている。

当審議会が確認したところ、当該部分は、開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報であった。そして墓地埋葬法第15条第2項の規定は、遺族のプライバシー等を保護する観点から、個人情報等についての閲覧請求を拒否することを禁ずるものではないと解されることから、当該部分は法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている

情報とは認められず、条例第20条第2号に該当する。

なお、亡父及び亡母については埋蔵届が開示されているが、両者とも被埋蔵者履歴に記載されていた。

- ③ 実施機関は、亡母の住所及び被埋蔵者履歴について、条例第20条第6号の規定にも該当すると主張しているが、条例第20条第2号の規定に該当すると認められることから、条例第20条第6号の該当性については、当審議会において重ねて判断しないものとする。

(3) 平成○年度霊園利用権承継申請関係書類等の存否について

平成○年度霊園利用権承継申請関係書類等について、実施機関は文書保存年限（5年）の経過により、廃棄済みであることを主張している。

当審議会において、実施機関が主張する文書分類表を確認したところ、実施機関が主張するとおり、「霊園承継許可関係書類」の保存年限は5年、「霊園利用許可証記載事項変更関係書類」の保存年限は3年と定められていた。また、当審議会事務局職員が当該文書の存否を確認したが、当該文書が存在することを確認できなかったことから、実施機関が保有しているとは認められない。

以上により、実施機関が本件個人情報について行った本件処分について、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

5 審議の経過

年 月 日	審 議 の 経 過
平成28年10月18日	審査庁から諮問
平成28年11月24日	実施機関から弁明意見書を受理
平成29年2月27日	審査請求人から反論意見書を受理
平成30年1月17日（第188回審査請求部会）	審議
平成30年2月14日（第189回審査請求部会）	実施機関から意見聴取及び審議
平成30年3月22日（第190回審査請求部会）	審査請求人から意見聴取及び審議
平成30年4月13日	審査請求人から反論意見書を受理
平成30年4月23日（第191回審査請求部会）	審議